

入札参加者各位

建築都市総務課契約室長

社会保険等未加入対策について（お知らせ）

平成31年4月1日より、福岡県財務規則様式（工事請負契約書）を改正したことに伴い、下記のとおり、取り扱うことをお知らせします。

（1）法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出（契約書第3条）

元請業者は、契約締結後に工程表と併せて社会保険等※1の法定福利費を明示した請負代金内訳書※2を提出しなければなりません。

※1 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を指します。

※2 請負代金内訳書の様式は別紙2のとおり。

請負代金内訳書は、建築都市総務課契約室に提出してください。

（2）一次下請業者に社会保険等加入を義務づけ（契約書第7条の3）

一次下請業者に対して、社会保険等の加入を義務づけます。（社会保険等加入の法的義務がない者は除く。）

万一、社会保険等未加入業者が一次下請業者になっていた場合には、請負者に対し、30日以内に、当該一次下請業者が社会保険等に加入したことが確認できる書類を提出するよう求めます。

（3）違反した場合の措置

（2）の確認書類の提出がないなど一次下請業者が社会保険等未加入の場合は、契約違反に該当し元請業者は指名停止措置の対象となります。

また、指名停止措置に伴い、工事成績評定も減点されます。

一次下請業者を選定する際には、社会保険等の加入状況を確認するようになしてください。

年 月 日

(発注者)

福岡県知事 殿

(受注者)

住所:

商号又は名称:

代表者資格氏名:

印

請負代金内訳書

工事名 :

契約年月日: 年 月 日

工期 : 年 月 日から 年 月 日まで

	金額 (円)
① 直接工事費	
② 共通仮設費	
③ 現場管理費	
④ 一般管理費	
⑤ 工事価格(①+②+③+④)	
⑥ 消費税相当額(⑤×消費税率)	
⑦ 請負金額(⑤+⑥)※	
⑤の工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額	

※ 契約書の請負金額と一致すること。